

広島県個人情報保護審議会規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

広島県個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年広島県条例第三十三号。以下「条例」という。）第八条第八項の規定に基づき、広島県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第三条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(広島県個人情報保護審議会規則の廃止)

2 広島県個人情報保護審議会規則（平成十七年広島県規則第二十五号）は、廃止する。